

議案第10号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

体育施設の効率的な運営を図るため、町民温水プールのトレーニングルームを多目的ルームに転換して貸出を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例（昭和 57 年二宮町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 3 の 1 から別表第 3 の 5」に改め、同条第 3 項中「町営山西プール」を「、町営山西プール」に改める。

第 8 条ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、全部又は一部を還付することができる。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 の 1（第 6 条関係）

町営山西プール

区分		使用料の額	
専用利用	1 コース	1 回（2 時間以内）	3,000 円
	全コース	1 回（2 時間以内）	20,000 円
一般利用	大人	1 人 1 回	200 円
	子ども（中学生以下）	1 人 1 回	100 円

別表第 3 の 2（第 6 条関係）

二宮町立体育館

区分		使用料の額					
		午前 9 時～午前 11 時	午前 11 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時	午後 7 時～午後 9 時
専用利用	体育室	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
	多目的室	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円
	会議室	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
一般利用	大人	1 人 1 回（2 時間以内）				300 円	
	子ども（中学生以下）	1 人 1 回（2 時間以内）				100 円	
	トレーニングルーム	1 人 1 回（2 時間以内）				300 円	
	（大人のみ）	年間パスポート				18,000 円	

別表第3の3（第6条関係）

二宮町民運動場

区分		使用料の額				
		午前6時 ～午前9 時	午前9時 ～正午	正午～午 後3時	午後3時 ～午後6 時	午後6時 ～午後9 時
専用利用	平日	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	休日等	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
一般利用	大人	1人1回		300円		
	子ども（中学生以下）	1人1回		100円		
照明施設	全灯	1時間		3,500円		
	7割点灯	1時間		2,500円		
	6割点灯	1時間		2,000円		

別表第3の4（第6条関係）

二宮町民温水プール

区分			使用料の額				
専用利用	プール	1コース	1回（2時間以内）			5,000円	
		全コース	1回（2時間以内）			30,000円	
		幼児用	1回（2時間以内）			5,000円	
	多目的ルーム		午前10時 ～午後1 時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時
		1,200円	800円	800円	800円	800円	
一般利用	プール	大人	1人1回			400円	
			年間パスポート			27,000円	
	子ども（中 学生以下）	1人1回			200円		
		年間パスポート			14,000円		

別表第3の5（第6条関係）

テニスコート

一般利用	区分	使用料の額	
	二宮町ラディアンテニスコート	1面1時間	200円
	二宮町緑が丘テニスコート	1面1時間	200円

備考

- 1 二宮町立体育館の体育室の半面を専用利用する場合は、使用料の額の2分の1の額とする。
- 2 二宮町民運動場の休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日をいう。
- 3 二宮町民運動場照明施設使用時間に1時間未満がある場合は、これを1時間とする。
- 4 利用者が営利を目的として各施設を使用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前																																					
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第6条 体育施設の利用については、<u>別表第3の1から別表第3の5</u>に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 二宮町民温水プール、<u>町営山西プール</u>、二宮町民運動場及び二宮町立体育館を一般利用する者は、規則で定める入場券の購入をもって使用料を納付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第8条 既に徴収した使用料は還付しない。<u>ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>別表第3の1 (第6条関係)</u> 町営山西プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用利用</td> <td>1コース</td> <td>1回(2時間以内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>全コース</td> <td>1回(2時間以内)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般利用</td> <td>大人</td> <td>1人1回</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>子ども(中学生以下)</td> <td>1人1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料の額		専用利用	1コース	1回(2時間以内)	3,000円	全コース	1回(2時間以内)	20,000円	一般利用	大人	1人1回	200円	子ども(中学生以下)	1人1回	100円	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第6条 体育施設の利用については、<u>別表第3</u>に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 二宮町民温水プール<u>町営山西プール</u>、二宮町民運動場及び二宮町立体育館を一般利用する者は、規則で定める入場券の購入をもって使用料を納付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第8条 既に徴収した使用料は還付しない。<u>ただし、教育委員会が災害その他特別の理由により体育施設を利用できないと認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>別表第3 (第6条関係)</u> 1 町営山西プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>回数</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用利用</td> <td>1コース</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>全コース</td> <td>1回</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般利用</td> <td>大人</td> <td>1人1回</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>こども(中学生以下)</td> <td>1人1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		回数	使用料の額	専用利用	1コース	1回	3,000円	全コース	1回	20,000円	一般利用	大人	1人1回	200円	こども(中学生以下)	1人1回	100円
区分		使用料の額																																					
専用利用	1コース	1回(2時間以内)	3,000円																																				
	全コース	1回(2時間以内)	20,000円																																				
一般利用	大人	1人1回	200円																																				
	子ども(中学生以下)	1人1回	100円																																				
区分		回数	使用料の額																																				
専用利用	1コース	1回	3,000円																																				
	全コース	1回	20,000円																																				
一般利用	大人	1人1回	200円																																				
	こども(中学生以下)	1人1回	100円																																				

改正後

別表第3の2 (第6条関係)

二宮町立体育館

区分		使用料の額					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
専用利用	体育室	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	多目的室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	会議室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
一般利用	大人	1人1回(2時間以内)					300円
	子ども(中学生以下)	1人1回(2時間以内)					100円
	トレーニングルーム(大人のみ)	1人1回(2時間以内)					300円
	年間パスポート	年間パスポート					18,000円

別表第3の3 (第6条関係)

二宮町民運動場

区分		使用料の額				
		午前6時～午前9時	午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時
専用利用	平日	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	休日等	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
一般利用	大人	1人1回				300円
	子ども(中学生以下)	1人1回				100円
照明施設	全灯	1時間				3,500円
	7割点灯	1時間				2,500円

改正前

2 二宮町立体育館

区分		使用料の額					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
専用利用	体育室	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	多目的室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	会議室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
一般利用	大人	1人1回(2時間以内)につき					300円
	子供(中学生以下)	1人1回(2時間以内)につき					100円
	トレーニングルーム年間パスポート	トレーニングルーム年間パスポート					大人 18,000円

3 二宮町民運動場

(1) グラウンド使用料

区分		使用料の額				
		午前6時～午前9時	午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時
専用利用	平日	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円
	休日等	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
一般利用	大人	1人1回				300円
	こども(中学生以下)	1人1回				100円

(2) 照明施設使用料

区分		1時間
照明灯の全部を点灯する場合		3,500円

改正後					改正前				
	6割点灯	1時間			2,000円				
別表第3の4（第6条関係） 二宮町民温水プール					4 二宮町民温水プール				
専用利用		区分	使用料の額			回数		使用料の額	
専用利用	プール	1コース	1回（2時間以内）			5,000円			
		全コース	1回（2時間以内）			30,000円			
		幼児用	1回（2時間以内）			5,000円			
多目的ルーム		午前10時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時			
		1,200円	800円	800円	800円	800円			
一般利用	プール	大人	1人1回			400円			
			年間パスポート			27,000円			
		子ども（中学生以下）	1人1回			200円			
			年間パスポート			14,000円			
		大人	1人1回		400円				
		子ども	1人1回		200円				
		大人年間パスポート			27,000円				
		子ども年間パスポート			14,000円				
		トレーニングルーム	大人		1人1回		300円		
			年間パスポート				18,000円		
別表第3の5（第6条関係） テニスコート					5 テニスコート				
一般利用	区分		使用料の額		単位		使用料の額		
	二宮町ラディアンテニスコート		1面1時間	200円		1面1時間		200円	
	二宮町緑が丘テニスコート		1面1時間	200円				200円	
		二宮町ラディアンテニスコート					200円		
		二宮町緑が丘テニスコート					200円		

改正後	改正前
<p><u>備考</u></p> <p><u>1 二宮町立体育館の体育室の半面を専用利用する場合は、使用料の額の2分の1の額とする。</u></p> <p><u>2 二宮町民運動場の休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日をいう。</u></p> <p><u>3 二宮町民運動場の照明施設使用時間に1時間未満がある場合は、これを1時間とする。</u></p> <p><u>4 利用者が営利を目的として各施設を使用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。</u></p>	<p><u>(1) 専用利用で体育室を半面使用する場合は、専用利用料金の2分の1の額とする。</u></p> <p><u>(2) 利用者が入場料を徴収する場合は、規定の使用料の10倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>(3) 利用者が営利を目的として入場料等を徴収する場合は、規定の使用料の30倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>(4) 二宮町民運動場の休日等とは、土曜日、日曜日並びに国民の祝日をいう。</u></p> <p><u>(5) 二宮町民運動場照明施設使用時間に1時間未満がある場合は、これを1時間とする。</u></p> <p><u>(6) 町営山西プールの専用利用は大会等で専用する場合とする。</u></p> <p><u>(7) 二宮町民温水プール、町営山西プールの専用利用の1回については、連続する2時間以内とする。</u></p> <p><u>(8) 町民温水プール、町立体育館のトレーニングルーム年間パスポートは共通利用できるものとする。</u></p>